

議第102号

令和6年度各務原市一般会計補正予算（第10号）

令和6年度各務原市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ223,968千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,326,696千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
16 国庫支出金		13,410,386	10,872	13,421,258
	1 国庫負担金	7,946,588	2,333	7,948,921
	2 国庫補助金	5,380,174	8,539	5,388,713
17 県支出金		4,406,085	6,541	4,412,626
	2 県補助金	1,204,607	5,262	1,209,869
	3 委託金	322,060	1,279	323,339
20 繰入金		4,927,934	△ 242,481	4,685,453
	1 基金繰入金	4,927,934	△ 242,481	4,685,453
23 市債		6,926,500	1,100	6,927,600
	1 市債	6,926,500	1,100	6,927,600
歳 入 合 計		65,550,664	△ 223,968	65,326,696

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		342,122	△ 6,544	335,578
	1 議会費	342,122	△ 6,544	335,578
2 総務費		6,582,284	27,741	6,610,025
	1 総務管理費	5,466,760	16,730	5,483,490
	2 徴税費	621,991	8,772	630,763
	3 戸籍住民基本台帳 費	239,124	2,458	241,582
	4 選挙費	175,806	5,740	181,546
	5 統計調査費	38,963	△ 3,519	35,444
	6 監査委員費	39,640	△ 2,440	37,200
3 民生費		17,838,254	△ 25,248	17,813,006
	1 社会福祉費	6,846,909	3,790	6,850,699
	2 高齢福祉費	534,742	△ 7,282	527,460
	3 児童福祉費	8,645,072	△ 400	8,644,672
	4 生活保護費	1,756,904	△ 13,449	1,743,455
	5 国民年金費	46,327	△ 7,907	38,420
4 衛生費		6,128,203	△ 60,023	6,068,180
	1 保健衛生費	1,717,821	△ 45,699	1,672,122
	2 環境費	4,410,382	△ 14,324	4,396,058
5 労働費		67,559	△ 9,252	58,307
	1 労働諸費	67,559	△ 9,252	58,307
6 農林水産業費		530,008	△ 16,589	513,419
	1 農業費	201,732	△ 12,809	188,923

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
	2 畜産業費	29,843	4,850	34,693
	3 農地費	247,069	△ 5,544	241,525
	4 林業費	51,364	△ 3,086	48,278
7 商工費		1,404,722	△ 4,660	1,400,062
	1 商工費	1,404,722	△ 4,660	1,400,062
8 土木費		4,868,946	△ 44,904	4,824,042
	1 土木管理費	429,274	△ 19,338	409,936
	2 道路橋梁費	1,983,069	△ 9,604	1,973,465
	3 河川費	104,273	△ 4,200	100,073
	4 都市計画費	1,807,935	3,325	1,811,260
	5 住宅費	544,395	△ 15,087	529,308
9 消防費		2,937,512	△ 17,811	2,919,701
	1 消防費	2,937,512	△ 17,811	2,919,701
10 教育費		14,209,755	△ 56,974	14,152,781
	1 教育総務費	1,323,971	3,340	1,327,311
	2 小学校費	948,673	△ 11,588	937,085
	3 中学校費	1,012,673	△ 4,323	1,008,350
	4 特殊学校費	4,738,016	△ 2,733	4,735,283
	6 社会教育費	2,068,555	△ 24,374	2,044,181
	7 保健体育費	2,658,355	△ 17,296	2,641,059
13 諸支出金		6,457,134	△ 9,704	6,447,430
	2 繰出金	6,402,774	△ 9,704	6,393,070
歳 出 合 計		65,550,664	△ 223,968	65,326,696

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
外 国 人 市 民 の た め の 業 窓 口 通 訳 事 業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	1, 2 6 5
戸 籍 ク ラ ウ ド シ ス テ ム ネ ッ ト ワ ー ク 整 備 事 業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	1, 7 7 1
養 護 老 人 ホ ー ム 慈 光 園 運 営 管 理 事 業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 1 1 年 度 ま で	6 8 1, 1 6 0
ものづくりビジネスマッチング支援事業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	3, 6 0 0
中学校等教師用教科書・指導書購入事業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	3 7, 0 4 9
教 職 員 用 パ ソ コ ン 等 更 新 事 業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	2 4 6, 8 5 6
小 学 校 イ ン タ ー ホ ン 整 備 事 業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	1, 6 1 5
小 学 校 校 舎 外 壁 等 改 修 事 業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	3, 9 4 0
小 学 校 体 育 館 大 規 模 改 修 事 業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	5, 9 8 0
小 学 校 校 舎 給 水 管 等 改 修 事 業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	1 2 1, 3 5 5
小 学 校 体 育 館 照 明 設 備 改 修 事 業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	1 5, 6 0 9
小学校受変電設備整備事業（その2）	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	3, 9 6 6
小 学 校 体 育 館 空 調 設 備 整 備 事 業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	3 2 9, 1 1 8
中 学 校 イ ン タ ー ホ ン 整 備 事 業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	3 2 3

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
中 学 校 校 舎 給 水 管 等 改 修 事 業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	1 3 5, 2 3 7
中 学 校 体 育 館 照 明 設 備 改 修 事 業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	1 7, 1 2 5
新 特 別 支 援 学 校 ス ク ー ル バ ス 乗 降 管 理 シ ス テ ム 等 導 入 事 業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	8 0 8
特 別 支 援 学 校 跡 地 改 修 事 業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	3 1 3, 6 4 8
文 化 会 館 運 営 管 理 事 業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 1 1 年 度 ま で	6 6 3, 0 0 0
学 校 給 食 セ ン タ ー 蒸 気 配 管 更 新 事 業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	2 1, 1 7 5
総 合 体 育 館 屋 上 等 整 備 事 業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	3 7, 7 8 6
総 合 体 育 館 加 圧 給 水 ポ ン プ 更 新 事 業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	6, 8 6 1
市 民 プ ー ル 運 営 管 理 事 業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	8 4, 3 5 2

第3表 地方債補正 (変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
産業振興施設整備事業	千円 9,200	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内 〔ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率〕	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。	千円 10,300	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内 〔ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率〕	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。

議第 1 0 3 号

令和 6 年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度各務原市の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,550,915 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
4 国庫支出金		2,866,990	1,691	2,868,681
	2 国庫補助金	560,089	1,691	561,780
9 繰入金		2,089,067	△ 691	2,088,376
	1 一般会計繰入金	1,938,027	△ 1,691	1,936,336
	2 基金繰入金	151,040	1,000	152,040
歳 入 合 計		13,549,915	1,000	13,550,915

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 総務費		349,078	0	349,078
	1 総務管理費	349,078	0	349,078
6 諸支出金		161,976	1,000	162,976
	1 償還金及び還付加算金	161,976	1,000	162,976
歳 出 合 計		13,549,915	1,000	13,550,915

議第104号

令和6年度各務原市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度各務原市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度各務原市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（既決予定量） （補正予定量） （計）

（4）主要な建設改良事業

改良事業費 1,443,006 千円 171 千円 1,443,177 千円

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目） （既決予定額） （補正予定額） （計）

支 出

第1款 水道事業費用 2,965,370 千円 △13,084 千円 2,952,286 千円

第1項 営業費用 2,838,294 千円 △13,084 千円 2,825,210 千円

（資本的支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を次のとおり改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,415,313 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 108,696 千円、過年度分損益勘定留保資金 797,945 千円及び当年度分損益勘定留保資金 508,672 千円で補てんするものとする。）

（科 目） （既決予定額） （補正予定額） （計）

支 出

第1款 資本的支出 1,655,236 千円 171 千円 1,655,407 千円

第1項 建設改良費 1,463,684 千円 171 千円 1,463,855 千円

（債務負担行為の補正）

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
活 性 炭 運 搬 処 分 事 業	令和6年度から 令和7年度まで	37,365 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第6条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

（既決予定額） （補正予定額） （計）

（1）職員給与費 326,108 千円 △12,913 千円 313,195 千円

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野 健 司

議第105号

令和6年度各務原市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度各務原市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度各務原市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第11款 下水道事業収益	3,050,827 千円	△8,013 千円	3,042,814 千円
第2項 営業外収益	1,273,465 千円	△8,013 千円	1,265,452 千円
支 出			
第21款 下水道事業費用	3,093,668 千円	△8,013 千円	3,085,655 千円
第1項 営業費用	2,731,762 千円	△8,013 千円	2,723,749 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	149,677 千円	△8,013 千円	141,664 千円

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅 野 健 司